

会館共済

熊本県教育会館

みなさんの優しい気持ちから生まれました。

ご存知ですか？

I型 充実介護プラン

本人・配偶者・親がご加入いただけます。

※2019年9月1日より新設されました。
詳しくはP.8～P.9をご覧ください。

～充実の保障内容『会館共済』を
生活保障の柱に～



© 2010 熊本県くまモン# K30646

介護保障特約・年金払特約・こども特約付団体定期保険

家族特約付医療保障保険(団体型)

生活介護保険特約(親型)・年金払特約付団体生活介護保険

拠出型企業年金保険

保険金・給付金等のご請求は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは消滅します。

- ・団体定期保険は、死亡等の保障を目的とする保険期間1年、保険料掛け捨て型の生命保険で、当パンフレットに記載の保険金額からお申込みいただけます。
- 医療保障保険(団体型)は、病気やケガによる所定の入院等の保障を確保するための保険期間1年、保険料掛け捨て型の生命保険で、当パンフレットに記載の給付金額からお申込みいただけます。
- 団体生活介護保険は、所定の要生活介護状態に該当した場合の介護保障を目的とする保険期間1年、保険料掛け捨て型の生命保険で、当パンフレットに記載の保険金額からお申込みいただけます。
- 保障内容・保険金額(給付金額)・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、お申込み前にご確認をお願いします。
- ・拠出型企業年金保険は、自助努力による老後生活資金の準備等を目的とした企業年金保険で、当パンフレットに記載の保険料額等からお申込みいただけます。保険料・保険料払込方法・保険料払込期間・給付内容(給付事由・給付金額など)がご意向に沿った内容となっているか、お申込み前にご確認をお願いします。
- *ご加入前にパンフレットに記載の「契約概要・注意喚起情報」を必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

熊本県教育会館の「会館共済」をご存知ですか？

熊本県教育会館とは…

熊本県知事から認可を得ております一般財団法人で、教職員および児童生徒のための教育文化事業や、教職員の福利厚生事業をすすめています。

教職員福利厚生事業の柱は熊本県教育会館独自の「会館共済」です。

会館共済とは…

熊本県の先生方みなさんの助け合いの制度として昭和60年に誕生し、今年で36年目を迎えます。「会館共済」はこれからもう一層みなさんのお役に立てる制度として、みなさんと共に発展し続けます。今年もこの助け合いの輪へのたくさんのご加入をお待ちしております。



「会館共済」 36years History ~36年の歴史~

皆様の想いがこれまで「会館共済」を大きく育ててきました。皆様がよりよいものを求めるたび、「会館共済」は成長していきます。これからも「会館共済」は皆様に支えられ、飛躍していきます。

1985年

熊本県の先生方の独自制度
「会館共済」誕生！

1987年

I型 配偶者コース
新設！

1988年

I型 こどもコース
新設！

1989年

ゆとりある老後のために
II型 年金誕生！

1990年

入院見舞金・休職見舞金・
出産祝金制度 新設！

1992年

遺族年金受取期間
20年受取コース 新設！

1993年

I型 本人3,000万円コース 新設！
入院見舞金の支払基準緩和！

1994年

配偶者コースにも
入院見舞金制度 新設！

1999年 15周年

退職祝金制度 新設！

2000年

I型 医療プラン 誕生！
あわせて特別給付制度 新設！
こどもコースにも入院見舞金制度 新設！

2002年

継続加入年齢 I型 生活保障は70歳、
医療プランは69歳までに延長！
I型 医療プラン 本人日額7,000円コース 新設！

2004年 20周年

I型 医療プラン 1泊2日
からの入院保障スタート！
(自家共済による)

2005年

I型 医療プラン
本人日額10,000円コース 新設！
退職後日額5,000円コース 新設！

2006年

I型 本人3,500万円コース 新設！
II型 月額100口10万円まで積立
が可能！



2009年

25周年

I型 生活保障 継続加入できる年齢が75歳6ヵ月まで延長！
I型 医療プラン 配偶者・こどもの入院給付金日額10,000円
コース・7,000円コースを新設！
本人・配偶者の全コースが69歳6ヵ月まで継続加入可能！

2011年

I型 介護保障 新設！



2014年

30周年

I型 医療プラン 日帰りの入院保障スタート！(自家共済による)
I型 生活保障・医療プラン・介護保障
在職中の方は65歳6ヵ月まで新規加入可能に！
出産祝金が誕生祝金にリニューアル！

2018年

I型 生活保障
本人4,000万円コース、4,500万
円コース 新設！
配偶者1,000万円コース 新設！

2019年 35周年

I型 充実介護プラン
新設！
本人・配偶者・親が
加入可能に！

現在のご加入状況 ～2019年9月1日現在～

みなさんで支えています

I型 生活保障 本人 6,402名 配偶者 1,347名 子ども 1,657名	I型 介護保障 本人 2,979名 配偶者 568名	I型 医療プラン 本人 3,209名 配偶者 442名 子ども 709名	I型 充実介護プラン 本人 366名 配偶者 46名 親 14名	II型 年金 本人 601名
---	---	--	--	--------------------------

2018年度の決算概要(支払件数・金額) ～2018年9月1日～2019年8月31日～

大変お役に立っています

I型 生活保障 11件 1億5,000万円	I型 介護保障 0件 0万円	I型 医療プラン 147件 967万9千円
医療特別給付金(※) 174件 327万7千円	入院見舞金(※) 257件 359万7千円	誕生祝金(※) 133件 182万1千円
		休職見舞金(※) 16件 160万円

(※)会館共済独自の特別給付の請求は、3年以内をお願いします。

「会館共済」制度の特長

万一の場合…

所定の要介護状態になられた場合…

入院された場合…

I型 生活保障

I型 介護保障(★)

I型 医療プラン(★)

I型 充実介護プラン(★)

★I型 生活保障とのセット加入となります

①お手頃な掛金

無理のない負担で、万一の場合(死亡・高度障害)、残されたご家族の生活資金や教育資金を準備することができます。

②年金で受取

I型生活保障は、万一の場合(死亡・高度障害)、保険金を残されたご家族の毎月の生活資金・教育資金に充当するため年金として受け取ることができます。(一時金で受け取ることもできます。)年金の受取期間は、5年、10年、15年、20年を選択できます。

③家族を保障

配偶者・子どももあわせて、ご加入いただけます。



④配当金

1年ごとに収支計算を行って、剰余金が生じた場合には、配当金として還元されます。

⑤退職後継続

退職後も継続して加入することができます。



⑥介護保障

I型介護保障、充実介護プランは、お手頃な掛金で介護保障を準備できます。I型充実介護プランは、本人・配偶者だけでなく、本人・配偶者の実父母の介護保障も準備できます。また、保険金を年金として受け取ることができます。

⑦入院給付

I型医療プランに加入することにより、病気やケガに対する入院保障を準備できます。



⑧充実した特別給付

特別給付は会館共済独自の自家共済からの給付金です。

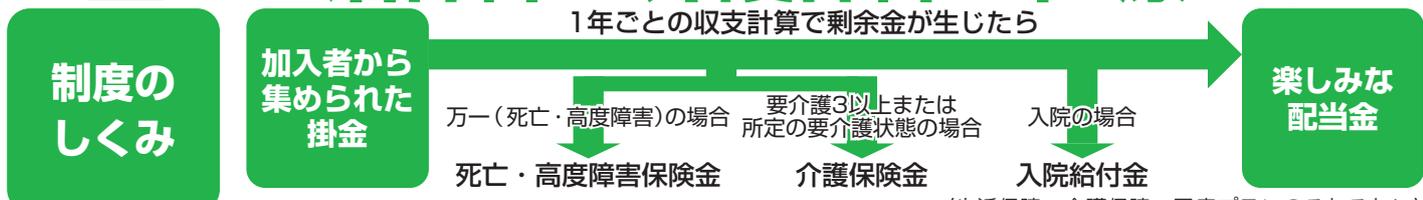
- 入院見舞金
- 誕生祝金
- 休職見舞金
- 退職祝金
- 満期祝品
- 医療特別給付金 入院1日目(日帰り入院を含む)から4日目までを給付します。



※会館共済独自の特別給付(⑧)の請求は3年以内をお願いします。

I 型 生活保障&介護保障&医療プラン

1年ごとの収支計算で剰余金が生じたら



I 型 生活保障 コースと月払掛金(概算)

(生活保障、介護保障、医療プランのそれぞれについて1年ごとに収支計算を行って、剰余金が生じた場合には配当金として還元されます。)

加入コース 死亡・高度障害 保険金 [年金基金]	遺族年金受取額例表				月払				
	受取期間		初年度年金月額 受取総額		18歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	
	5年間	10年間	15年間	20年間	S60.3.1生～ H15.2末生	S55.3.1生～ S60.2末生	S50.3.1生～ S55.2末生	S45.3.1生～ S50.2末生	
本人	Iコース 4,500万円	約68万円 約4,548万円	約30万円 約4,676万円	約18万円 約4,815万円	約12万円 約4,968万円	男 4,955円 女 3,425円	男 6,125円 女 5,270円	男 8,060円 女 6,305円	男 11,255円 女 8,645円
	Hコース 4,000万円	約60万円 約4,043万円	約27万円 約4,156万円	約16万円 約4,280万円	約11万円 約4,416万円	男 4,430円 女 3,070円	男 5,470円 女 4,710円	男 7,190円 女 5,630円	男 10,030円 女 7,710円
	Gコース 3,500万円	約53万円 約3,538万円	約24万円 約3,637万円	約14万円 約3,745万円	約9万円 約3,864万円	男 3,905円 女 2,715円	男 4,815円 女 4,150円	男 6,320円 女 4,955円	男 8,805円 女 6,775円
	Fコース 3,000万円	約45万円 約3,032万円	約20万円 約3,117万円	約12万円 約3,210万円	約8万円 約3,312万円	男 3,380円 女 2,360円	男 4,160円 女 3,590円	男 5,450円 女 4,280円	男 7,580円 女 5,840円
	Eコース 2,500万円	約38万円 約2,527万円	約17万円 約2,597万円	約10万円 約2,675万円	約6万円 約2,760万円	男 2,855円 女 2,005円	男 3,505円 女 3,030円	男 4,580円 女 3,605円	男 6,355円 女 4,905円
	Dコース 2,000万円	約30万円 約2,021万円	約13万円 約2,078万円	約8万円 約2,140万円	約5万円 約2,208万円	男 2,330円 女 1,650円	男 2,850円 女 2,470円	男 3,710円 女 2,930円	男 5,130円 女 3,970円
	Cコース 1,500万円	約22万円 約1,516万円	約10万円 約1,558万円	約6万円 約1,605万円	約4万円 約1,656万円	男 1,805円 女 1,295円	男 2,195円 女 1,910円	男 2,840円 女 2,255円	男 3,905円 女 3,035円
	Bコース 1,000万円	約15万円 約1,010万円	約6万円 約1,039万円	約4万円 約1,070万円	約2万円 約1,104万円	男 1,280円 女 940円	男 1,540円 女 1,350円	男 1,970円 女 1,580円	男 2,680円 女 2,100円
	Aコース 500万円	約7万円 約505万円	約3万円 約519万円	約2万円 約535万円	約1万円 約552万円	男 755円 女 585円	男 885円 女 790円	男 1,100円 女 905円	男 1,455円 女 1,165円
	配偶者	Bコース 1,000万円	約15万円 約1,010万円	約6万円 約1,039万円	約4万円 約1,070万円	約2万円 約1,104万円	男 1,280円 女 940円	男 1,540円 女 1,350円	男 1,970円 女 1,580円
Sコース 800万円		約12万円 約808万円	約5万円 約831万円	約3万円 約856万円	約2万円 約883万円	男 1,070円 女 798円	男 1,278円 女 1,126円	男 1,622円 女 1,310円	男 2,190円 女 1,726円
Aコース 500万円		約7万円 約505万円	約3万円 約519万円	約2万円 約535万円	約1万円 約552万円	男 755円 女 585円	男 885円 女 790円	男 1,100円 女 905円	男 1,455円 女 1,165円
こども	400万円	一時金のみのお受け取りとなります				3歳～22歳 (H10.3.1生～H30.2末生)			

I 型 介護保障…本人・配偶者が任意に加入できる特約ですが、I 型生活保障への加入が必要です。

本人・ 配偶者	介護保険金 500万円	一時金のみのお受け取りとなります	男	135円	165円	205円	275円
			女	130円	150円	175円	235円

■ I 型生活保障について

- ★更新時の年齢により、本人・配偶者の掛金は変わりますのでご確認ください。
- ★上記 I 型生活保障の本人・配偶者の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込み締切後算出し、初回より適用します。1人あたりのこどもの掛金は確定しています。
- ★死亡・高度障害保険金は、保険期間中に死亡された場合、あるいは加入(増額)日以後の病気やケガによって保険期間中に別表1の高度障害状態になられた場合にお支払いします。
- ★本人で60歳6ヵ月超65歳6ヵ月(S30.3.1生～S35.2末生)までの方の新規加入は、保険金額1,000万円を限度とします。
- ★配偶者の保険金額は本人と同額またはそれ以下とします。
- ★上記 I 型生活保障の掛金には制度運営費が含まれています。(保険料とは、掛金から制度運営費を除いた分をいいます。)
- ★退職後の継続保障期間中は増額できません。

■ I 型介護保障について

- ★記載の I 型介護保障の掛金(=保険料)は確定しています。
- ★更新時の年齢により、本人・配偶者の掛金は変わりますのでご確認ください。
- ※ I 型介護保障のみのご加入はできません。こどもは加入できません。
- ※ 65歳6ヵ月超の方は I 型介護保障への新規加入はできません。
- ★介護保険金は、I 型介護保障の加入日以後の病気やケガによって保険期間中に介護保険金の支払事由に該当された場合にお支払いします。
- ★退職後の継続保障期間中は新規加入できません。

障保険(団体型)

年金形式での受取例

Hコース
4,000万円

20年受取の場合

受取総額 約4,416万円



(注)年金額は現時点では確定していません。
左記のしくみ図・遺族年金受取額列表に記載の年金月額および受取総額は、2020年1月1日現在の予定利率による試算額であり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金額は年金基金設定時(保険金等支払時)に決定します。

掛金(概算)				会館共済独自の特別給付(※)					
51歳~55歳	56歳~60歳	61歳~65歳	66歳~70歳	誕生祝金	退職見舞金	退職祝金	入院見舞金		
S40.3.1生~S45.2末生	S35.3.1生~S40.2末生	S30.3.1生~S35.2末生	S25.3.1生~S30.2末生				5日以上	30日以上	60日以上
16,070円	22,910円	—	—	18,000円	1年以上 退職された 場合 100,000円	10,000円 15年以上継続して加入し、退職後に迎える更新日まで継続された方に祝金として給付します。 ★会館共済設立15周年記念時より導入。	18,000円	36,000円	54,000円
11,435円	14,315円	—	—	17,000円			17,000円	34,000円	51,000円
14,310円	20,390円	—	—	16,000円			16,000円	32,000円	48,000円
10,190円	12,750円	—	—	15,000円			15,000円	30,000円	45,000円
12,550円	17,870円	—	—	14,000円			14,000円	28,000円	42,000円
8,945円	11,185円	—	—	13,000円			13,000円	26,000円	39,000円
10,790円	15,350円	—	—	12,000円			12,000円	24,000円	36,000円
7,700円	9,620円	—	—	11,000円			11,000円	22,000円	33,000円
9,030円	12,830円	—	—	10,000円			10,000円	20,000円	30,000円
6,455円	8,055円	—	—	—			—	—	—
7,270円	10,310円	15,550円	—	—	—	—	—	—	
5,210円	6,490円	8,470円	—	—	—	—	—	—	
5,510円	7,790円	11,720円	—	—	—	—	—	—	
3,965円	4,925円	6,410円	—	—	—	—	—	—	
3,750円	5,270円	7,890円	11,540円	—	—	—	—	—	
2,720円	3,360円	4,350円	5,750円	—	—	—	—	—	
1,990円	2,750円	4,060円	5,885円	—	—	—	—	—	
1,475円	1,795円	2,290円	2,990円	—	—	—	—	—	
3,750円	5,270円	7,890円	11,540円	—	—	—	11,000円	22,000円	33,000円
2,720円	3,360円	4,350円	5,750円	—	—	—	11,000円	22,000円	33,000円
3,046円	4,262円	6,358円	9,278円	—	—	—	10,000円	20,000円	30,000円
2,222円	2,734円	3,526円	4,646円	—	—	—	—	—	—
1,990円	2,750円	4,060円	5,885円	—	—	—	—	—	—
1,475円	1,795円	2,290円	2,990円	—	—	—	—	—	—
一律316円							10,000円	20,000円	30,000円

(※)会館共済独自の特別給付の給付上限は、1共済期間(9.1~翌年8.31)で合計10万円となります。

415円	680円	1,220円	2,330円
355円	620円	1,195円	2,465円

70歳6ヵ月超の方 コースと月払掛金(概算)

I型 生活保障

本配偶者	死亡・高度障害保険金	Aコース 500万円	男	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
				S24.3.1生~S25.2末生	S23.3.1生~S24.2末生	S22.3.1生~S23.2末生	S21.3.1生~S22.2末生	S20.3.1生~S21.2末生
				7,615円	8,395円	9,300円	10,350円	11,590円
			女	3,875円	4,285円	4,765円	5,295円	5,870円

※特別給付の入院見舞金等は上記をご覧ください。

※更新日の年齢が本人75歳6ヵ月超になり制度から脱退となったとき、満期祝品(会館共済独自の特別給付)を給付します。

I型 介護保障… I型生活保障(死亡・高度障害)に加入された本人・配偶者が任意に加入できる特約です。

本人・配偶者	介護保険金 500万円	男	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
			3,525円	4,060円	4,690円	5,430円	6,295円
		女	3,895円	4,555円	5,325円	6,245円	7,330円

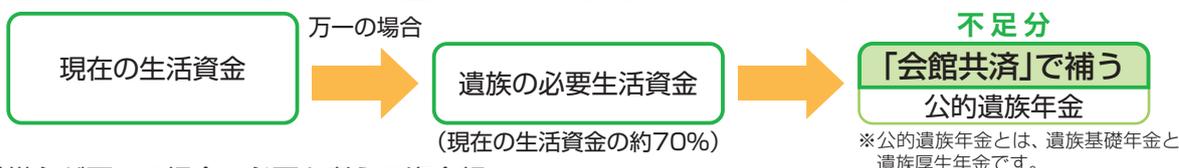
I型 医療プラン コースと月払掛金(概算)

加入コース 入院給付金 日額	月払掛金(概算)(本人・配偶者)							
	18歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳
	H13.3.1生～ H15.2末生	H8.3.1生～ H13.2末生	H3.3.1生～ H8.2末生	S61.3.1生～ H3.2末生	S56.3.1生～ S61.2末生	S51.3.1生～ S56.2末生	S46.3.1生～ S51.2末生	S41.3.1生～ S46.2末生
10,000円コース	1,970円	2,470円	2,810円	2,960円	2,980円	3,280円	3,730円	4,690円
7,000円コース	1,379円	1,729円	1,967円	2,072円	2,086円	2,296円	2,611円	3,283円
5,000円コース	985円	1,235円	1,405円	1,480円	1,490円	1,640円	1,865円	2,345円
3,000円コース	591円	741円	843円	888円	894円	984円	1,119円	1,407円

ご存知ですか? こんな気になるデータ!

万一(死亡・高度障害)の場合

一般的には現在の生活水準をもとに、末子が独立するまでの期間は現在の生活資金の約70%を目安とします。公的遺族年金だけでは不足する生活資金を「会館共済」に加入することで補うことができます。



※公的遺族年金とは、遺族基礎年金と遺族厚生年金です。

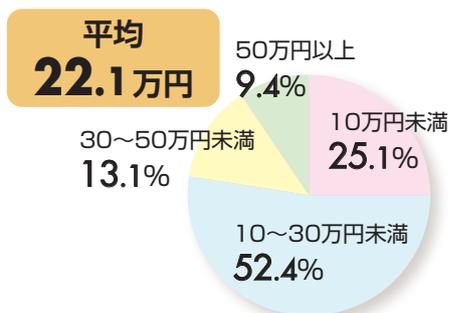
●世帯主が万一の場合に必要なと考える資金額

家族構成 期間・額	夫婦のみ (40歳未満)	末子が 保育園児・幼稚園児	末子が 小・中学生	末子が 高校・短大・大学生
年数	24.0年	19.0年	16.3年	14.0年
月額	約26.1万円	約33.1万円	約35.6万円	約33.3万円

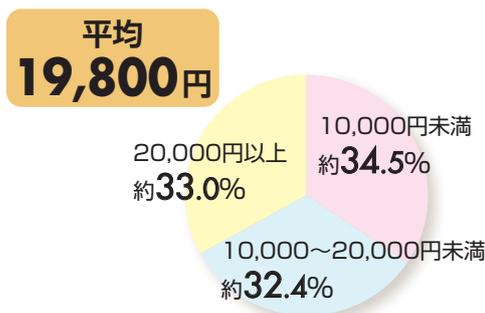
生命保険文化センター
「生命保険に関する全国実態調査」(平成30年度)
「遺族保障ガイド」(2019年6月改訂)

病気やけがで入院された場合

●入院時の自己負担費用



●入院1日あたりの自己負担費用



●主要傷病の平均入院日数

平均	29.3日
悪性新生物	17.1日
骨折	37.2日
心疾患	19.3日
高血圧性疾患	33.7日
糖尿病	33.3日

(過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人)
※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品費などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額です。
生命保険文化センター「生活保障に関する調査」(平成28年度)

厚生労働省「患者調査」(平成29年)

老後の生活

●ゆとりある老後生活資金月額

平均 **34.9万円**

老後の最低日常生活費 **22.0万円**
ゆとりのための上乗せ **12.8万円**



生命保険文化センター「生活保障に関する調査」(平成28年度)

病气やケガによる入院を1日目から保障します。
日帰り入院も保障します。

			こども
55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	3歳～22歳
S36.3.1生～ S41.2末生	S31.3.1生～ S36.2末生	S26.3.1生～ S31.2末生	H10.3.1生～ H30.2末生
5,950円	8,010円	11,450円	2,030円
4,165円	5,607円	8,015円	1,421円
2,975円	4,005円	5,725円	1,015円
1,785円	2,403円	3,435円	609円

入院給付金は1回の入院について120日分、通算して700日分を限度として、給付します。
1日目(日帰り入院を含む)から4日目までは教育会館独自の自家共済から特別給付金が、5日目以降はI型医療プランから入院給付金が支払われます。
※日帰り入院とは、入院日＝退院日の入院です。

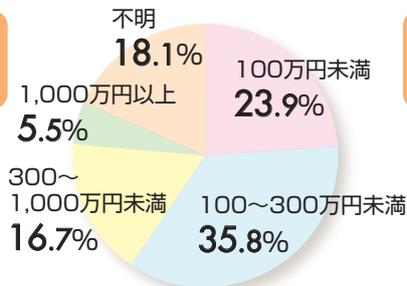
- ★更新時の年齢により、本人・配偶者の掛金は変わりますのでご確認ください。
- ★左記のI型医療プランの掛金は、本人加入者数が1,000名以上の場合の金額です。したがって実際の加入者数が異なれば左記掛金も異なりますので、その際は初回より正規掛金を適用します。
- ★配偶者・こどもの入院給付金日額は、本人と同額またはそれ以下とします。
- ★退職後の継続保障期間中は増額できません。
- ★左記I型医療プランの掛金には制度運営費が含まれています。(保険料とは、掛金から制度運営費を除いた分をいいます。)
- ※更新日の年齢が本人69歳6カ月超になり制度から脱退となったとき、満期祝品(会館共済独自の特別給付)を給付します。

所定の要介護状態になられた場合

◆要介護状態となった場合の公的介護保険の範囲外費用※1に対して必要と考える初期費用・月々の費用

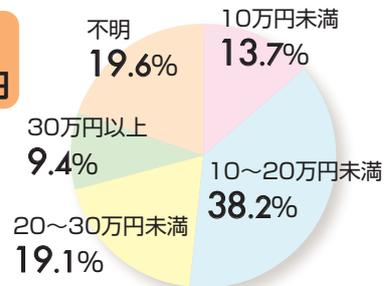
●初期費用※2

初期費用
平均 **242万円**



●月々の費用※2

月々の費用
平均 **16.6万円**



※1 住宅改造や介護用品購入などの費用

※2 必要と考えられる介護の費用については個人差があります。

生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」(平成30年度)

～会館共済のI型介護保障はこんな場合に役立ちます～

公的介護保険制度の「要介護3以上」に認定、または引受保険会社所定の要介護状態が180日継続した場合

引受保険会社所定の要介護状態とは以下のいずれかの状態をいいます。

- (1)下記の項目の1から5のうち1項目が全部介助の状態に該当し、かつ、他の1項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- (2)下記の項目の1から5のうち3項目が一部介助の状態に該当したとき
- (3)器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

1. 歩行



2. 衣服の着脱



3. 入浴



4. 食物の摂取



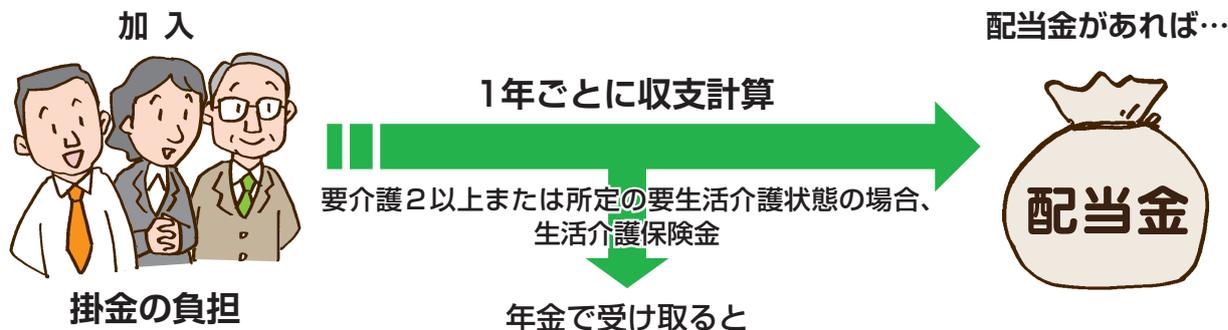
5. 排泄



※詳しくは、P14「保険金が支払われる場合」の「I型介護保障」およびP15「お支払いに関する留意事項」の「I型介護保障」をご確認ください。

I型 充実介護プラン

制度のしくみ



保険金の年金受取例

600万円(年金基金)10年受取の場合



5・10年の年金受取期間を選択できます。

(注) 年金額は現時点では確定していません。

記載の年金年額および受取総額は、2020年1月1日現在の予定利率による試算額であり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金額は年金基金設定時(保険金支払時)に決定します。

本人・配偶者 コースと月払掛金(概算)

加入コース 生活介護保険金 (年金基金)	年齢 性別	18歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～70歳	71歳
		S60.3.1生～ H15.2末生	S55.3.1生～ S60.2末生	S50.3.1生～ S55.2末生	S45.3.1生～ S50.2末生	S40.3.1生～ S45.2末生	S35.3.1生～ S40.2末生	S30.3.1生～ S35.2末生	S25.3.1生～ S30.2末生	S24.3.1生～ S25.2末生
600万円コース	男性	692円	740円	794円	908円	1,130円	1,574円	2,462円	4,406円	—
	女性	686円	704円	728円	788円	926円	1,208円	1,850円	3,302円	—
300万円コース	男性	446円	470円	497円	554円	665円	887円	1,331円	2,303円	3,344円
	女性	443円	452円	464円	494円	563円	704円	1,025円	1,751円	2,561円

- ★更新時の年齢により、掛金は変わりますのでご確認ください。
- ★記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込み締切後算出し、初回より適用します。
- ★配偶者のみの加入はできませんので、本人と一緒にご加入ください。

親(本人・配偶者の実父母) コースと月払掛金(概算)

加入コース 生活介護保険金	年齢 性別	40歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～70歳	71歳	72歳	73歳
		S50.3.1生～ S56.2末生	S45.3.1生～ S50.2末生	S40.3.1生～ S45.2末生	S35.3.1生～ S40.2末生	S30.3.1生～ S35.2末生	S25.3.1生～ S30.2末生	S24.3.1生～ S25.2末生	S23.3.1生～ S24.2末生	S22.3.1生～ S23.2末生
300万円コース	男性	297円	354円	465円	687円	1,131円	2,103円	3,144円	3,585円	4,119円
	女性	264円	294円	363円	504円	825円	1,551円	2,361円	2,733円	3,171円
100万円コース	男性	99円	118円	155円	229円	377円	701円	1,048円	1,195円	1,373円
	女性	88円	98円	121円	168円	275円	517円	787円	911円	1,057円

- ★更新時の年齢により、掛金(=保険料)は変わりますのでご確認ください。
- ★記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込み締切後算出し、初回より適用します。

■こんな時、生活介護保険金を受け取れます。

公的介護保険制度の「要介護2以上」に認定された場合、または引受保険会社所定の要生活介護状態が180日継続した場合

引受保険会社所定の要生活介護状態とは以下のいずれかの状態をいいます。

- (1) 下記の項目の1から5のうち**2項目が全部介助または一部介助**の状態に該当したとき
 (2) **器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定**されたとき

1. 歩行



2. 衣服の着脱



3. 入浴



4. 食物の摂取

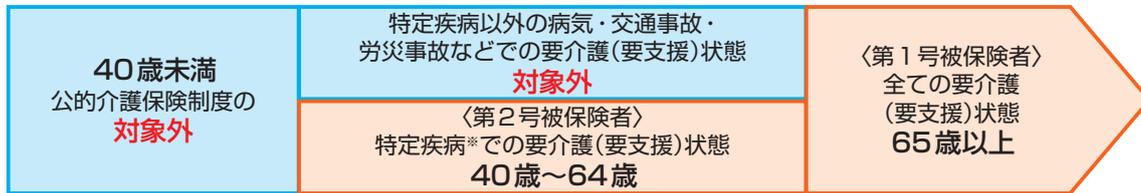


5. 排泄



※詳しくは、P14「保険金が支払われる場合」の「I型充実介護プラン」およびP15「お支払いに関する留意事項」の「I型充実介護プラン」をご確認ください。

■公的介護保険は原則65歳以上の方が主な対象です。



■ 公的介護保険制度の対象外 ■ 公的介護保険制度の対象

40歳~64歳でも介護サービスが受けられる特定疾病*【16疾病】				
●がん末期	●骨折を伴う骨粗鬆症	●脊柱管狭窄症	●慢性閉塞性肺疾患	●脳血管疾患
●関節リウマチ	●初老期における認知症	●早老症	●糖尿病性神経障害、 糖尿病性腎症及び 糖尿病性網膜症	●両側の膝関節又は股関節に 著しい変形を伴う変形性関 節症
●筋萎縮性側索硬化症	●パーキンソン病関連疾患	●多系統萎縮症		
●後縦靭帯骨化症	●脊髄小脳変性症	●閉塞性動脈硬化症		

厚生労働省HP 一部抜粋

72歳	73歳	74歳	75歳
S23.3.1生~ S24.2末生	S22.3.1生~ S23.2末生	S21.3.1生~ S22.2末生	S20.3.1生~ S21.2末生
—	—	—	—
3,785円	4,319円	4,928円	5,597円
2,933円	3,371円	3,896円	4,520円



充実介護プランは本人・配偶者・
親(本人・配偶者の実父母)の
介護保障を準備することができます。
ぜひご家族みなさままでご加入ください。

- ★配偶者の保険金額は、本人と同額またはそれ以下とします。
 ★掛金には制度運営費が含まれています。(保険料とは、掛金から制度運営費を除いた分をいいます。)

74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳
S21.3.1生~ S22.2末生	S20.3.1生~ S21.2末生	S19.3.1生~ S20.2末生	S18.3.1生~ S19.2末生	S17.3.1生~ S18.2末生	S16.3.1生~ S17.2末生	S15.3.1生~ S16.2末生	S14.3.1生~ S15.2末生	S13.3.1生~ S14.2末生	S12.3.1生~ S13.2末生	S11.3.1生~ S12.2末生	S10.3.1生~ S11.2末生
4,728円	5,397円	6,162円	7,032円	8,046円	9,201円	10,482円	11,907円	13,461円	15,114円	16,809円	18,495円
3,696円	4,320円	5,022円	5,883円	6,942円	8,130円	9,468円	10,995円	12,717円	14,622円	16,656円	18,720円
1,576円	1,799円	2,054円	2,344円	2,682円	3,067円	3,494円	3,969円	4,487円	5,038円	5,603円	6,165円
1,232円	1,440円	1,674円	1,961円	2,314円	2,710円	3,156円	3,665円	4,239円	4,874円	5,552円	6,240円

★本人の親が加入する場合は本人の加入が条件となります。また、配偶者の親が加入する場合には配偶者の加入が条件となります。

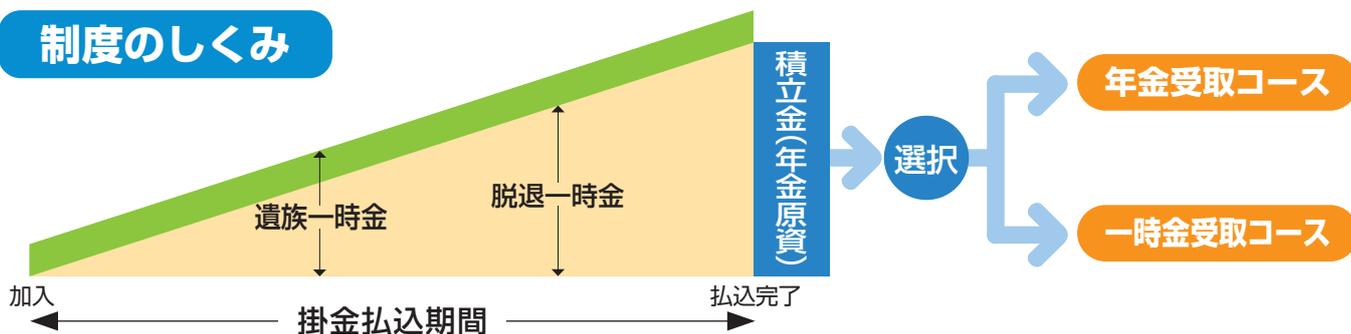
Ⅱ型 年金

Ⅱ型は在職中に積立てを行い、老後の生活に備えることを目的としています。

制度の特長

- ①無理なく積立 月払1口1,000円から積立てることができます。(最高100口100,000円まで)
- ②年金で受取 老後の生活資金を計画的に準備でき、年金で受け取ることができます。
- ③自由に選択 目的に応じて2つの受取方法を選べます。

制度のしくみ



年金受取コース

- 退職時、つぎのいずれかの場合に、5年確定年金または10年確定年金をお支払いします。
 - ・満60歳(掛金払込完了期日)に達したとき
 - ・満50歳以上で死亡以外の事由で退職したとき
- 本人の生死にかかわらず、5年間または10年間年金をお支払いします。
 - ※年金額を充実させるため、年金受給権取得時に一時払で保険料を払込むこともできます。(一時払については、年金受給権取得時における積立金を限度とします。)

一時金受取コース

- 退職時に積立金を年金の支払いにかえて一時金で受け取ることができます。

積立期間中の脱退には脱退一時金、積立期間中の死亡には遺族一時金をお支払いします。
遺族一時金は脱退一時金に1口あたり10,000円を加算した金額となります。

給付額試算表

(月払10口：10,000円加入の場合)

1口=1,000円

加入期間	払込掛金累計	積立金(脱退一時金)	基本年金月額 10年確定年金
1年	120,000円	約116,500円	——
2年	240,000円	約234,200円	約(2,000)円
3年	360,000円	約353,200円	約(3,000)円
4年	480,000円	約473,400円	約(4,100)円
5年	600,000円	約594,800円	約(5,200)円
6年	720,000円	約717,500円	約(6,200)円
7年	840,000円	約841,500円	約(7,300)円
8年	960,000円	約966,800円	約(8,400)円
9年	1,080,000円	約1,093,400円	約(9,500)円
10年	1,200,000円	約1,221,400円	約(10,700)円
15年	1,800,000円	約1,882,000円	約(16,500)円
20年	2,400,000円	約2,578,900円	約(22,600)円
25年	3,000,000円	約3,314,300円	約29,000円
30年	3,600,000円	約4,090,400円	約35,800円

- 給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。給付額試算表の金額は、つぎの条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
 - ①加入口数は5,560口を常に維持していること。
 - ②加入者全員の掛金が払込月の1日に入金されたものであること。
 - ③給付額試算表の給付額は、予定利率(2020年1月1日現在)に基づき計算しております。なお、予定利率については、将来変更される場合があります。
 - ④基本年金月額が25,000円未満の場合は一時金でお支払いします。(給付額試算表のカッコ内の数値については、一時金でのお取扱いとなります。)
- 積立金(脱退一時金)は、加入(増口)後一定の期間において、払込掛金の合計を下回る場合があります。
- 記載の給付額試算表には、配当金を加算しておりません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。決算実績によっては、お支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には、積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。
- ※掛金は1口あたり1,000円(月額)とし、掛金には制度運営費(1口につき10円)が含まれています。(保険料とは、掛金から制度運営費を除いた分をいいます。)

- ※配当金が生じた場合には、下記のとおりお取扱いします。
 - ・年金支払開始前の配当金は、積立金の積増のための保険料に充当します。
 - ・年金支払開始後の配当金は、年金の増額のための保険料に充当します。

	I型 生活保障	I型 医療プラン
加入資格	<p>一般財団法人 熊本県教育会館の会員である教職員(本人)とその配偶者および子ども(本人と同一戸籍または生計を一にする配偶者・子ども)で、加入(増額)申込日現在健康で正常に就業または生活をしている、更新日(2020年9月1日)現在以下の年齢の方です。</p>	
	<p>◆ I型生活保障 本人・配偶者：17歳6カ月超65歳6カ月までの方 こどもも：2歳6カ月超22歳6カ月までの方 60歳6カ月超65歳6カ月(S30.3.1生～S35.2末生)までの本人新規加入は保険金額1,000万円を限度とします。</p>	<p>I型医療プランへの加入はI型生活保障に加入していることが条件です。 本人・配偶者：17歳6カ月超65歳6カ月までの方 こどもも：2歳6カ月超22歳6カ月までの方 ・会員としての加入資格を有する配偶者は会員本人としてご加入ください。(同一人が会員本人、配偶者の2つの資格で重複加入はできません。)</p>
	<p>I型介護保障への加入は任意にできます。ただし、I型生活保障に加入していることが条件となります。</p> <p>◆ I型介護保障 本人・配偶者：17歳6カ月超65歳6カ月までの方 ・本人が健康状態によりご加入できなかった場合等を除き、原則として配偶者のみの加入はできません。 ・会員としての加入資格を有する配偶者は会員本人としてご加入ください。(同一人が会員本人、配偶者の2つの資格で重複加入はできません。)</p> <p>* 60歳6カ月超の方は、保険金額100万円も選択できます。(この場合、配偶者・こどもは保険金額100万円となります。I型介護保障にご加入の場合は介護保険金額100万円となります。掛金や特別給付金等については、団体にご確認ください。)</p>	
	<p>(こどもの加入について)ご夫婦ともに熊本県教育会館の会員である教職員の場合、こどもの重複加入はできません。こどもコースに加入いただく場合には、加入資格のあるこどもは全員加入させてください。(配偶者・こどもの加入条件) 配偶者・こどものみの加入はできませんので、本人と一緒にご加入ください。配偶者の保険金額および配偶者・こどもの入院給付金日額は本人と同額またはそれ以下とします。 * 家族間で「姓が異なる」場合など、引受保険会社が必要と認めた場合には、「住民票」や「健康保険証」等の提出が必要となることがあります。</p>	
継続加入の取扱	<p>一旦加入されれば、加入資格を満たすかぎり翌年以後の更新時にたとえ病気であっても、保険金額、入院給付金日額は前年度と同額またはそれ以下で継続加入できます。</p> <p>本人・配偶者：75歳6カ月までの方 * 以下の場合、本人・配偶者の保険金額は自動的に減額となります。 ・60歳6カ月超で2,500万円以上の加入者：2,000万円 ・65歳6カ月超で1,500万円以上の加入者：1,000万円 ・70歳6カ月超で1,000万円の加入者：500万円 こどもも：22歳6カ月までの方</p>	<p>本人・配偶者：69歳6カ月までの方 こどもも：22歳6カ月までの方</p>
掛金	<p>掛金は月払で、毎月の給与支給日に引き去ります。初回は、2020年8月の給与支給日に引き去ります。</p> <p>I型生活保障の掛金は、保険料に制度運営費を加算しています。I型介護保障の掛金(=保険料)は確定しています。</p>	<p>I型医療プランの掛金は、保険料に制度運営費を加算しています。</p>
保険期間	<p>2020年9月1日(更新日)から2021年8月31日までの1年間で、以後1年ごとに更新します。特にお申し出がない限り自動更新となります。</p> <p>保険期間の途中で加入される方は、中途加入日(効力発生日)より2021年8月31日までで、以後1年ごとに更新します。加入資格を失い制度から脱退した場合には、脱退した月の月末までの保障となります。ただし、掛金を払込むことが必要です。 例：5月に掛金(6月分)を払込んだ場合、6月30日が保障終了日になります。</p> <p>* I型生活保障、I型介護保障の保険期間は同一です。保険期間の途中で、I型介護保障のみ加入・脱退はできません。</p>	
効力発生日	<p>ご加入(増額)申込み後、2020年9月1日より効力が発生します。</p> <p>保険期間の途中で加入される場合は、申込み後、中途加入日(効力発生日)より効力が発生します。毎月20日までに申込みされた場合、中途加入日(効力発生日)は翌々月の1日となります。</p>	

	I 型 生活保障	I 型 医療プラン
受取人	死亡保険金：本人・配偶者…ご指定された方 子ども…原則本人(主たる被保険者) 高度障害保険金：被保険者 介護保険金：被保険者	入院給付金：本人(主たる被保険者)
退職後 継続の取扱	退職後継続を希望の場合は、退職時に団体へご連絡ください。 退職後も75歳6カ月まで継続して加入できます。ただし、退職後にむかえる更新日において以下のとおり自動的に減額となります。 <ul style="list-style-type: none"> 60歳6カ月超で2,500万円以上の加入者：2,000万円 65歳6カ月超で1,500万円以上の加入者：1,000万円 70歳6カ月超で1,000万円の加入者：500万円 なお、退職後の継続保障期間中は増額・I型介護保障への新規加入はできません。	退職後も69歳6カ月まで継続して加入できます。 なお、退職後の継続保障期間中は増額できません。
配当金	I型生活保障、I型介護保障、I型医療プランはそれぞれ1年ごとに収支計算を行って、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。	
申込方法	各加入者(配偶者・子ども含む)による制度内容の確認後、別紙申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。お申込みの際には書面による告知をしていただきます。(医師による診査はありません。)お申込み時の健康状態によってはご加入(増額)できない場合もあります。	
制度からの 脱退	お申し出により制度から脱退することができます。 この保険には、脱退による返戻金はありません。 被保険者(本人・配偶者・子ども)が加入資格を喪失された場合には、制度から脱退となります。 更新日時時点で加入資格を有することもについては、つぎの場合を除き、その更新日を含む保険期間中は継続することができます。 <ul style="list-style-type: none"> 本人が脱退されたときは、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡または高度障害状態になられたときは、保険金をお支払いし、配偶者・子どもも同時に脱退となります。 更新日の年齢が、本人・配偶者は75歳6カ月超、子どもは22歳6カ月超になったとき、更新日の前日をもって自動脱退となります。 	更新日時時点で加入資格を有する配偶者・子どもについては、つぎの場合を除き、その更新日を含む保険期間中は継続することができます。 <ul style="list-style-type: none"> 本人が脱退されたときは、配偶者・子どもも同時に脱退となります。 更新日の年齢が、本人・配偶者は69歳6カ月超、子どもは22歳6カ月超になったとき、更新日の前日をもって自動脱退となります。

I型生活保障の死亡保険金受取人変更方法

本人および配偶者の死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であれば、お申し出により、被保険者の同意を得て、変更することができます。

更新時等の申込書にて変更される場合は、効力発生日よりの変更となります。効力発生日より前に変更される場合は、団体窓口にお申し出のうえ、「死亡保険金受取人変更通知書」で別途お手続きください。※この保険では、遺言により死亡保険金の受取人を変更することはできません。

特別給付について

特別給付は、熊本県教育会館「会館共済」独自の自家共済からの給付です。見舞金・祝金・給付金等は規定に基づいて支払われます。3年以内にご請求ください。会館共済独自の特別給付の給付上限は、1共済期間(9.1～翌年8.31)で合計10万円となります。

● I型生活保障

入院見舞金・休職見舞金・誕生祝金・退職祝金・満期祝品があります。

● I型医療プラン

満期祝品・医療特別給付金があります。

医療特別給付金は、入院給付金のお支払いについての免責4日分の給付です。日帰り入院は入院日と退院日が同じである入院です。入院か外来(通院)の違いは、領収証の入院基本料等の有無で判断します。

I型 充実介護プラン

加入資格	一般財団法人 熊本県教育会館の会員である教職員本人、その配偶者(本人と同一戸籍または生計を一にする配偶者)と本人および配偶者の親(※)で、加入(増額)申込日現在健康で正常に就業または生活をしている、更新日(2020年9月1日)現在以下の年齢の方です。加入は、本人がI型生活保障に加入していることが条件です。		
	本人・配偶者：17歳6カ月超65歳6カ月までの方 親(※)：39歳6カ月超85歳6カ月までの方		
	配偶者・親(※)のみの加入はできませんので、本人と一緒にご加入ください。また、配偶者の保険金額は、本人と同額またはそれ以下とします。 配偶者の親が加入する場合には、配偶者の加入が条件となります。 *家族間で「姓が異なる」場合など、引受保険会社が必要と認めた場合には、「住民票」や「健康保険証」等の提出が必要となることがあります。 ※親とは会員本人および配偶者の実父母で、養父母は含みません。		
保険金 限度額	本人・配偶者	70歳6カ月まで	600万円
		70歳6カ月超75歳6カ月まで	300万円
	親	39歳6カ月超85歳6カ月まで	300万円
継続加入 の取扱	一旦加入されれば、加入資格を満たすかぎり以後の更新時にたとえ病気であっても、前年度保険金額と同額またはそれ以下で本人・配偶者は75歳6カ月まで、親は85歳6カ月まで継続加入できます。		
掛金	掛金は月払で、毎月の給与支給日に引き去ります。初回は、8月の給与支給日に引き去ります。 I型充実介護プランの掛金は、保険料に制度運営費を加算しています。(親は、掛金=保険料です。)		
保険期間	2020年9月1日(更新日)から2021年8月31日までの1年間で、以後1年ごとに更新します。 特にお申し出がない限り自動更新となります。保険期間の途中で加入される方は、中途加入日(効力発生日)より2021年8月31日までで、以後1年ごとに更新します。 保険期間の途中で、親コースのみ加入・脱退はできません。 加入資格を失い制度から脱退した場合には、脱退した月の月末までの保障となります。 ただし、当月分の掛金を払込むことが必要です。		
効力発生日	ご加入(増額)申込み後、2020年9月1日より効力が発生します。 保険期間の途中で加入される場合は、申込み後、中途加入日(効力発生日)より効力が発生します。毎月20日までに申込みされた場合、中途加入日(効力発生日)は翌々月の1日となります。		
受取人	生活介護保険金：被保険者本人		
退職後 継続の取扱	退職後継続を希望する場合は、退職時に団体へご連絡ください。退職後も、本人・配偶者は75歳6カ月、親は85歳6カ月まで継続して加入できます。なお、退職後の増額の取扱いはできません。 *退職後にかえる更新日において、本人で70歳6カ月超の方は生活介護保険金額300万円に自動的に減額となります。(この場合、配偶者の保険金額も300万円となります。)		
配当金	主契約と特約はそれぞれ1年ごとに収支計算を行って、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。		
申込方法	各加入者(配偶者・実父母含む)による制度内容の確認後、別紙申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。お申込みに際しては告知をしていただきます。告知事項に該当する場合には加入(増額)できません。		
制度からの 脱退	お申し出により制度から脱退することができます。 被保険者(本人・配偶者・親)が加入資格を喪失された場合には、制度から脱退となります。ただし、更新日時時点で加入資格を有する親については、つぎの場合を除き、その更新日を含む保険期間中は継続することができます。 <ul style="list-style-type: none"> 本人が当保険の支払いを受けたとき、または死亡・脱退されたときは、配偶者・親(配偶者の親も含む)も同時に脱退となります。 配偶者が当保険の支払いを受けたとき、または死亡・脱退されたときは、配偶者の親も同時に脱退となります。 更新日の年齢が、本人・配偶者は75歳6カ月超、親は85歳6カ月超になったとき、更新日の前日をもって自動脱退となります。 この保険には、脱退による返戻金はありません。		

給付の取扱

保険金が支払われる場合

保険金をお支払いする事由はつぎのとおりです。

I型生活保障	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障害保険金	加入(増額)日以後の病気やケガによって、保険期間中に、別表1の高度障害状態になられた場合
I型介護保障	介護保険金	被保険者が、特約加入日以後の病気やケガによって、保険期間中につきのいずれかに該当された場合 ①引受保険会社所定の要介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あることを医師により診断確定されたとき(別表2をご覧ください。) ②介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)にもとづく公的介護保険制度の「要介護3以上」(*)に該当していると認定されたとき ※(平成11年4月30日 厚生省令第58号第1条第1項に定める要介護3から要介護5までのいずれかの状態)
I型充実介護プラン	生活介護保険金	被保険者が、加入(増額)日以後の病気やケガによって、保険期間中につきのいずれかに該当された場合 ①引受保険会社所定の要生活介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あることを医師により診断確定されたとき(別表2をご覧ください。) ②介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)にもとづく公的介護保険制度の「要介護2以上」(*)に該当していると認定されたとき ※(平成11年4月30日 厚生省令第58号第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態)

〔別表1〕対象となる高度障害状態(公的な身体障害者認定基準等とは異なります。)

<p>①両眼の視力を全く永久に失ったもの</p> <p>②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</p> <p>③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</p> <p>④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</p> <p>⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</p> <p>⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</p> <p>⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</p> <p>⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</p>	<p>【高度障害状態に関する補足説明】</p> <p>1. 常に介護を要するもの 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p> <p>2. 眼の障害(視力障害) (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。</p> <p>3. 言語またはそしゃくの障害 (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合 ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合 ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合 (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。</p> <p>4. 上・下肢の障害 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。</p>
--	--

〔別表2〕引受保険会社所定の要介護状態ならびに要生活介護状態

I型介護保障	介護保険金	「引受保険会社所定の要介護状態」とは、つぎの(1)から(3)までのいずれかに該当した場合をいいます。 (1)P15上表の項目の1から5のうち1項目が全部介助の状態に該当し、かつ、他の1項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき (2)P15上表の項目の1から5のうち3項目が一部介助の状態に該当したとき (3)器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき
I型充実介護プラン	生活介護保険金	「引受保険会社所定の要生活介護状態」とは、つぎのいずれかに該当した場合をいいます。 (1)P15上表の項目の1から5のうち2項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき (2)器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

※器質性認知症、意識障害、見当識障害の詳細は約款に記載されています。

項目	状態
1. 歩行 (立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか)	(1) 全部介助： 介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならぬ状態。寝たきりの場合を含みます。 (2) 一部介助： 補装具等を使用しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立： 補装具等を使用すれば自分でできる。 (4) 自立： 自分でできる。
2. 衣服の着脱 (眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。)	(1) 全部介助： 介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助： 衣服を工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立： 衣服を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立： 自分でできる。
3. 入浴 (浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1) 全部介助： 介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助： 浴槽などを工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立： 浴槽などを工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立： 自分でできる。
4. 食物の摂取 (眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。)	(1) 全部介助： 介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。 (2) 一部介助： 食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。 (3) ほぼ自立： 食器・食物等を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立： 自分でできる。
5. 排泄 (排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1) 全部介助： 介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。 (2) 一部介助： 特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難 (3) ほぼ自立： 特別の器具を使用すれば自分でできる。使用した特別の器具の後始末などの間接的な援助が必要な場合を含みます。 (4) 自立： 自分でできる。

法令等の改正に伴う変更

公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、I型介護保障の介護保障特約およびI型充実介護プランの生活介護保険の支払事由を変更することがあります。

お支払いに関する留意事項

I型介護保障	介護保険金	<p>①要介護状態になられて介護保険金が支払われても、死亡・高度障害の保障は継続することができます(介護保険金が支払われた場合、その被保険者の介護保障特約部分は消滅となります)。ただし、加入資格を有し主契約部分の掛金を払込むことが必要となります。</p> <p>②介護保障特約の被保険者が引受保険会社所定の要介護状態に該当し、その日から起算してその要介護状態が継続して180日を経過するまでの間に、主契約の高度障害保険金が支払われた場合、この特約のその被保険者に対する部分は消滅します。ただし、その要介護状態が継続して180日経過したときは、この特約の有効中の要介護状態とみなして、介護保険金を被保険者にお支払いします。</p> <p>③被保険者が介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、引受保険会社の承諾を得ることにより、その被保険者の代理人が介護保険金を請求することができます。</p>
I型充実介護プラン	生活介護保険金	<p>①要生活介護状態に該当し、その日から起算して180日以内に脱退(特約の場合は、消滅)した場合でも、180日を経過するまで保険期間中とみなして、生活介護保険金をお支払いします。</p> <p>②被保険者が生活介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、引受保険会社の承諾を得ることにより、その被保険者の代理人が生活介護保険金を請求することができます。</p>

保険金のお支払制限

保険金の支払事由に該当し保険金が支払われた後、保障が消滅する場合

I型生活保障	死亡・高度障害保険金	支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。
I型介護保障	介護保険金	支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。死亡保険金または高度障害保険金が支払われ、その被保険者のI型生活保障が消滅した場合は、I型介護保障部分も消滅します。ただし、高度障害保険金について、「お支払いに関する留意事項」の介護保険金の②の場合を除きます。
I型充実介護プラン	生活介護保険金	支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。I型充実介護プランの生活介護保険金が支払われ、その被保険者の生活介護保障が消滅した場合は、その被保険者の親の生活介護保障部分も消滅します。

入院給付金

加入(増額)日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として日本国内の病院または診療所、およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設において継続して5日以上入院されたとき5日目からお支払いします。入院給付金は1回の入院につき、入院給付金日額×(入院日数-入院開始日からその日を含めての4日)で、またその支払いは1回の入院について120日分、通算して700日分を限度とします。なお、支払日数は更新前を通算します。

給付金をお支払いできない場合があります。詳細については「ご加入のみなさまへ」をご覧ください。

☆お申込みにあたっては事前に“ご加入のみなさまへ”を必ずご一読ください。

年金の取扱

死亡・高度障害保険金およびI型充実介護プランの生活介護保険金を年金として受け取ることができます。また、年金での受け取りにかえて一時金での受け取りを選択することもできます。

○死亡・高度障害保険金

(1)年金の種類 ①5年確定年金 ②10年確定年金 ③15年確定年金 ④20年確定年金

(2)年金の型 5%複利増型

(3)年金払いの対象となる保険金等

死亡保険金・高度障害保険金の全部または一部を年金として支払います。なお、一部を年金としてお受け取りになる場合は、年金基金は500万円以上でお取扱いします。

(4)年金受取人 ①保険金の受取人です。

- ・死亡の場合は、指定された方です。
- ・高度障害の場合は、被保険者自身です。

②年金支払開始後の受取人の変更はできません。

③年金支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人に支払います。

(5)受取方法 年4回3ヵ月分をご指定の口座に送金します。また、将来の年金のお受け取りにかえて一括払の請求ができます。

(6)年金支払開始日 年金基金設定日の翌々月1日となります。

(7)変更の取扱 年金基金設定後、給付に関する変更は年金支払開始日前に限りです。

※介護保険金は一時金での受け取りとなります。(年金払のお取扱いはできません。)

○生活介護保険金

(1)年金の種類 ①5年確定年金 ②10年確定年金

(2)年金の型 定額型

(3)年金払いの対象となる保険金等

生活介護保険金の全部または一部を年金として支払います。なお、一部を年金としてお受け取りになる場合は、年金基金は300万円以上でお取扱いします。

(4)年金受取人 ①保険金の受取人(原則、被保険者本人)です。

②年金支払開始後の受取人の変更はできません。

③年金支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人に支払います。

(5)受取方法 年4回3ヵ月分をご指定の口座に送金します。また、将来の年金のお受け取りにかえて一括払の請求ができます。

(6)年金支払開始日 年金基金設定日の翌々月1日となります。

(7)変更の取扱 年金基金設定後、給付に関する変更は年金支払開始日前に限りです。

※親の生活介護保険金は一時金での受け取りとなります。(年金払のお取扱いはできません。)

税務上の取扱

I型生活保障 : 実質保険料(年間払込掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、一般の生命保険料控除の対象となります。

I型介護保障 : 介護保障特約の実質保険料(年間払込掛金から配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象となります。

I型医療プラン : 実質保険料(年間払込掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象となります。

I型充実介護プラン : 実質保険料(年間払込掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象となります。

(所得税法第76条、地方税法第34条第1項第5号・第314条の2第1項第5号)

本人の死亡保険金は、受取人が法定相続人である場合、500万円×法定相続人数まで非課税です。(相続税法第12条第1項第5号)

高度障害保険金、介護保険金、入院給付金、生活介護保険金は非課税です。(所得税法施行令第30条第1号、所得税基本通達9-21)

本人(主たる被保険者)が受け取る配偶者・子どもの死亡保険金は一時所得として所得税の課税対象となります。(所得税法第34条)

[2019年12月1日現在の税制]

引受保険会社

この保険契約は、太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険契約です。

I型生活保障・I型医療プラン・I型充実介護プラン(団体定期保険・医療保障保険(団体型)・団体生活介護保険)

この「団体定期保険・医療保障保険(団体型)・団体生活介護保険(契約概要)」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入(増額)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細等につきましてはこのパンフレットの該当箇所を必ずご確認ください。なお、保険契約の詳細な内容を示す「約款」はご契約者(団体)に配付されています。

1.商品名称	団体定期保険	医療保障保険(団体型)	団体生活介護保険
2.商品の特徴	<p>企業・団体の従業員・所属員等の方について、団体定期保険は万一(死亡・高度障害)のとき、医療保障保険(団体型)は病気やケガによる所定の入院等のとき、団体生活介護保険は所定の要生活介護状態になられたときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。</p> <p>*保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで加入資格を満たすかぎり継続してご加入いただけます。</p> <p>*保険金額・給付金額、付加された特約の内容は団体ごとの制度内容により異なります。詳細は、パンフレットの該当箇所をご参照ください。また、制度内容は将来の更新時等にご契約者(団体)により変更される場合があります。</p> <p>*加入可能年齢・更新可能年齢などは、パンフレットにおけるご加入できる範囲をご確認ください。</p>		
3.保険料について	<p>保険料は、毎年の更新時に加入状況に基づき、契約ごとに算出し変更します。</p> <p>また、お支払方法、お支払経路等も契約ごとに異なります。詳しくはパンフレットの該当箇所をご覧ください。</p>		
4.保険金・給付金が支払われる場合	<p>保険金をお支払いする主な事由はつぎのとおりです。</p> <p>○保険期間中に、死亡された場合</p> <p>○加入(増額)日(効力発生日)以後の病気やケガによって、保険期間中に、所定の高度障害状態になられた場合</p>	<p>入院給付金をお支払いする主な事由はつぎのとおりです。</p> <p>○加入(増額)日(効力発生日)以後の病気やケガによって、保険期間中に5日以上継続して所定の入院をされた場合、5日目からの入院についてお支払いします。</p>	<p>保険金をお支払いする主な事由はつぎのとおりです。</p> <p>○当社所定の要生活介護状態に該当し、その状態が180日継続したと医師により診断確定された場合</p> <p>○公的介護保険制度により、要介護2以上に該当していると認定された場合</p>
5.保険金・給付金のお支払制限について	<p>保険金の支払事由に該当し保険金がお支払された後、保障が消滅する場合</p> <p>○お支払事由に該当し保険金がお支払された場合には、その保障は消滅します。</p> <p>○高度障害保険金がお支払された場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金がお支払された場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。</p>	<p>入院給付金の免責期間や支払日数に上限がある場合</p> <p>○入院給付金は5日以上継続して入院された場合、5日目からの入院について、お支払いします。なお、4日以内の入院はお支払いしません。お支払い限度は1入院につき120日であり、通算お支払い限度の700日を超えた場合、保障は消滅します。なお、支払日数は更新前を通算します。</p>	<p>保険金の支払事由に該当し保険金がお支払された後、保障が消滅する場合</p> <p>○お支払事由に該当し保険金がお支払された場合には、その保障は消滅します。</p>
6.配当金について	<p>この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いします。</p>		
7.脱退による返戻金	<p>この保険には、脱退による返戻金はありません。</p>		
8.引受保険会社	<p>この保険契約は、太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険契約です。</p>		

I型生活保障・I型医療プラン・I型充実介護プラン(団体定期保険・医療保障保険(団体型)・団体生活介護保険)

この「団体定期保険・医療保障保険(団体型)・団体生活介護保険(注意喚起情報)」は、ご加入(増額)のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。ご加入(増額)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項、その他詳細につきましては、このパンフレットの該当箇所を必ずご確認ください。

また、生活介護保険特約(親型)の特約被保険者となる主契約の被保険者(本人)および配偶者の戸籍上の父母(養父母は除く)に、ご加入(増額)前に必ずご説明いただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

【ご意向に沿ったお申込内容をご確認ください】

ご加入(増額)時に配付された「契約概要」「当注意喚起情報」「パンフレット」をご覧いただき、つぎの①から⑤がご意向に沿った内容となっているかご確認のうえ、お申込みください。

- 団体定期保険
- 団体生活介護保険

①保障内容(保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など) ②保険金額 ③保険料 ④保険料払込方法 ⑤保険期間

■医療保障保険(団体型)

①保障内容(給付金をお支払いする場合、給付金をお支払いできない場合など) ②給付金額 ③保険料 ④保険料払込方法 ⑤保険期間

告知に関する重要事項

○告知の重要性

現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。ご加入(増額)のお申込みにあたっては、告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくお知らせ(告知)ください。なお、介護保障特約に加入する場合も告知が必要です。

○告知受領権等

告知される場合は、指定された書面をご提出ください。口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。なお、生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者が、お客様の告知に際し、傷病歴や健康状態について、事実を告知いただかないよう、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

○傷病歴等がある方でも引受可能なケースがあること

傷病歴等がある方でも全てのご加入(増額)のお申込みをお断りするものではありませんので、ありのままを正確にもれなく告知ください。

○正しく告知されない場合のデメリット

正しく告知をいただけない場合は「告知義務違反」としてご加入(増額)を解除させていただき、保険金等をお支払いしないことがあります。

○代理告知

- ・「生活介護保険特約(親型)」の特約被保険者となる主契約の被保険者(本人)および配偶者の戸籍上の父母(養父母は除く)(以下、「特約被保険者となる方」という。)が遠方に居住されているなどで、特約被保険者となる方から書面で告知をいただくことが困難な場合、主契約の被保険者(本人)が特約被保険者となる方を代理して、告知事項をご記入いただくことができます。
- ・記入にあたっては、特約被保険者となる方についてご存知の内容を記入するのではなく、必ず特約被保険者となる方に健康状態に関する質問事項と、「注意喚起情報」に記載の「告知に関する重要事項」をすべてご説明いただき、回答された内容をありのままにご記入ください。
- ・告知について、特約被保険者となる方または特約被保険者を代理した主契約の被保険者(本人)の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違した場合、告知義務違反により契約が解除されることがあります。この場合、保険金をお支払いできません。

ご契約にあたっての重要事項

1.ご加入(増額)のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入(増額)のお申込みにはクーリング・オフの適用がございません。

2.ご加入(増額)の責任開始期

- ご提出された加入申込書(告知書)に基づき、引受保険会社にご加入(増額)を承諾した場合、所定の「加入(増額)日」からご契約上の責任を負います。
- 生命保険会社職員・代理店等には保険へのご加入(増額)を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

3.保険金等をお支払いできない場合

つぎのような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。
※増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金等が支払われません。

○免責事由

- 団体定期保険[主契約](死亡・高度障害保険金の場合)
 - ①加入(増額)日から起算して1年以内における被保険者の自殺(死亡保険金)
 - ②保険契約者、保険金受取人の故意(死亡・高度障害保険金)
 - ③被保険者の故意(高度障害保険金)
 - ④戦争その他の変乱(死亡・高度障害保険金)(注1)
- 団体定期保険[介護保障特約](介護保険金の場合)
- 団体生活介護保険(生活介護保険金の場合)
 - ①保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失
 - ②被保険者の犯罪行為
 - ③被保険者の薬物依存
 - ④戦争その他の変乱(注1)

- 医療保障保険(団体型)(入院給付金の場合)
 - ①保険契約者もしくは被保険者の故意または重大な過失(注2)
 - ②被保険者の犯罪行為
 - ③被保険者の精神障害を原因とする事故
 - ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
 - ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑦被保険者の薬物依存
 - ⑧地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(注1)

(注1)その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、引受保険会社はその程度に応じ、保険金等の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

(注2)家族特約に加入されている場合には、その主契約の給付金受取人の故意または重大な過失によるときにも、給付金のお支払いはできません。

○加入(増額)日前の疾病や不慮の事故(高度障害保険金・介護保険金・入院給付金・生活介護保険金の場合)

高度障害状態・要介護状態・入院・要生活介護状態の原因となる傷病等が加入(増額)日前に生じている場合(原因となる傷病等が加入(増額)日前に生じていた場合は、その傷病等を告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。)

○告知義務違反

保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

○詐欺による取消し

保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合

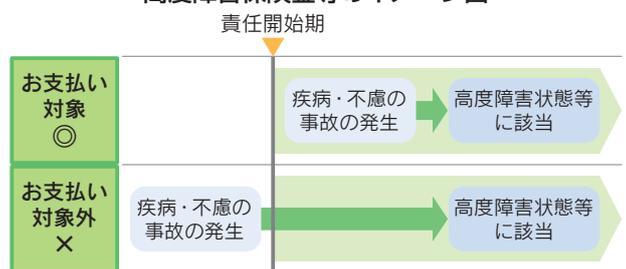
○不法取得目的による無効

保険契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合

○重大事由による解除

保険契約者、被保険者または保険金受取人等が保険金等を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

高度障害保険金等のイメージ図



※入院給付金は、20ページ「ご加入のみなさまへ」のⅡ.2.(1)の(注)を併せてご確認ください。

○保険契約の失効

保険契約者から保険料の払込みがなく、保険契約が効力を失った場合

4.脱退について

被保険者が退職その他の事由により加入資格を失われた場合には、保険契約から脱退となります。この保険には、脱退による返戻金はありません。

5.信用リスクについて

引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。

6.生命保険契約者保護機構について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

〔お問い合わせ先〕生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

7.保険金等の支払いに関する手続き等の留意事項

○保険金等のご請求は、団体(ご契約者)経由で行っていただく必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

○お支払事由が発生する事象、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレット等に記載しておりますので、併せてご確認ください。

○保険金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

○生活介護保険特約(親型)の特約被保険者となる主契約の被保険者(本人)および配偶者の戸籍上の父母(養父母は除く)につきましても、上記に該当する場合は、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

8.生命保険協会における「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険協会に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

9.この保険に関するご照会先について

契約者連絡先：一般財団法人 熊本県教育会館 TEL 096-372-3800

ご加入のみなさまへ

I 型医療プラン〔医療保障保険(団体型)〕の給付金のお支払いについて

I .契約内容登録制度について 「あなたのご契約内容が登録されます」(医療保障保険契約内容登録制度)

引受保険会社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、引受保険会社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、引受保険会社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。また、利用される場合があります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

引受保険会社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、引受保険会社〔太陽生命保険株式会社〕が管理責任を負います。契約者または被保険者は、引受保険会社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、引受保険会社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、引受保険会社にお問い合わせください。

【登録事項】

(ア)被保険者の氏名、生年月日および性別 (イ)保険契約の種類〔医療保障保険(団体型・個人型)〕 (ウ)治療給付率

(エ)入院給付金日額 (オ)保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、保険契約者名

(カ)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、保険契約者の住所(市・区・郡まで) (キ)契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

II .給付金のお支払いについて

1.給付金のお支払いについて

保険期間中、被保険者が次の支払事由に該当された場合に、給付金をお支払いします。

名称 支払事由(支払限度)	支払額	受取人
入院給付金 5日以上継続して入院されたとき (1入院120日分 通算700日分限度) (支払日数は更新前を通算します。)	〔その被保険者について定められた入院給付金日額〕 × 〔入院日数 - 入院の開始日からその日を含めての4日〕	入院給付金受取人

2.入院について

入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) その被保険者についての責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
(注) 被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての責任開始の日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- (2) 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。
医師(引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
(注) 治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。
- (3) 病院または診療所における入院であること。
病院または診療所とは次のいずれかに該当したものとします。
 - ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 - ② ①の場合と同等と引受保険会社が認めた日本国外にある医療施設

3.入院給付金について

入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して5日以上となった入院であることを要します。

(注) 分娩のための入院は、引受保険会社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。

4.給付金の支払いに関する補足

- (1) 2回以上入院された場合
入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった「不慮の事故による傷害または疾病」が、同一か医学上重要な関係があると引受保険会社が認めたときは、1回の入院とみなします。
ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して、180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。
- (2) 1つの入院の原因が複数である場合
入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
 - ① その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
 - ② その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき
- (3) 転入院または再入院された場合
入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合には、転入院または再入院を証する書類があり、かつ引受保険会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。
- (4) 入院中に保険期間が満了した場合
入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

Ⅲ .給付金をお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。

入院給付金について

- ・ 保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失によるとき(注1)
- ・ その被保険者の犯罪行為によるとき
- ・ その被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ・ その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ・ その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
- ・ その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ・ その被保険者の薬物依存によるとき
- ・ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(注2)

(注1) 家族特約に加入されている場合には、その主契約の給付金受取人の故意または重大な過失によるときにも、給付金のお支払いはできません。

(注2) その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、引受保険会社はその程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

Ⅳ .給付金のご請求について

- 給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに団体へご連絡ください。
- 請求書類は、団体に用意してあります。団体を経由して引受保険会社へご提出ください。
《請求書類は、次のとおりです。》

項目	必要書類
入院給付金	(ア) 保険会社所定の入院給付金支払請求書 (イ) 保険会社所定の様式による医師の診断書 (ウ) 保険会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (エ) 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証する書類

(注) ・ 表中の保険会社とは引受保険会社をいいます。

- ・ 引受保険会社は、表中の書類以外の書類の提出を求め、または表中の書類の一部の省略を認める場合があります。

〈ご注意〉● 給付金のご請求は、3年間を過ぎますと、その権利がなくなります。

- 給付金のご請求時、引受保険会社が必要と認めたときには事実の確認にお伺いする場合があります。

V .保険会社からのお願い

被保険者の改姓・ご家族の異動などの場合には、すみやかに団体を経由して引受保険会社へお知らせください。

太陽一勤一団一19-100
太陽一勤一医一19-29

Ⅱ型年金

制度加入・変更日	2020年9月1日
加入資格	一般財団法人 熊本県教育会館の会員である教職員(本人)で2020年9月1日現在、満58歳未満の健康で正常に勤務されている方です。
新規加入・増口	毎年1回、9月1日に新規加入および100口までの範囲内での加入口数の増口のお取扱いをします。
掛金	<ul style="list-style-type: none"> 掛金は、月払で毎月の給与支給日に引き去ります。(8月より) なお、年金額を充実させるため、年金受給権取得時に1,000口100万円以上10,000口1,000万円以下(500口単位)の範囲で一時に払込むこともできます。ただし、年金受給権取得時における積立金を限度とします。 月払掛金は1口1,000円から100口100,000円までとなります。
減口	<p>別表①～⑥の事由に該当する場合には、お申出により加入口数の減口のお取扱いをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 月払は基本の払込みとなりますので、必ず最低1口(1,000円)を継続して払込んでいただきます。 減口分の積立金は加入者にお支払いします。
一部払込中止	<p>別表①～⑦の事由に該当する場合には、お申出により加入口数の一部の払込を中止することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部払込中止の場合、月払は最低1口(1,000円)を継続して払込んでいただきます。 払込中止口数分の積立金は中止時には払出しせず積立てておきます。 掛金の払込中止事由解消後、お申出により再開します。なお、一部払込中止後の増口は年1回(9月1日)とします。
掛金払込完了	Ⅱ型は満60歳に達した直後の3月31日で払込完了となります。ただし、3月31日に満60歳に達するときは、同日となります。

- 別表 ①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む)
⑤結婚(親族の結婚を含む) ⑥債務の弁済 ⑦その他、掛金の拠出に支障がある場合

給付のお取扱い

●掛金払込期間中の給付内容

- 脱退一時金…払込期間中に脱退したとき、加入者に支払います。
- 遺族一時金…払込期間中に死亡したとき、脱退一時金に1口あたり10,000円を加算した金額を遺族(注1)に支払います。(注1)遺族とは、加入者の配偶者となります。ただし、配偶者がいない場合には民法第5編第2章に定める相続人の規定を準用します。

●年金受取コース

- 掛金払込完了期日(満60歳に達した直後の3月31日)に達し退職したとき、または満50歳以上で退職したときに①5年確定年金②10年確定年金のいずれかをお支払いします。
年金(給付金)の受取人は加入者です。
年金受給中に加入者が死亡した場合は、遺族(注2)が受取人となります。
- 年4回(2、5、8、11月)3ヵ月分をまとめて、ご指定の銀行口座に振り込みます。
- 基本年金月額が25,000円未満の場合は、年金に代えて一時金でお支払いします。
- 年金受給開始後における年金種類の変更はできません。
- 年金受給者(遺族(注2)を含む)が年金の一括払を請求した場合には将来の年金支払に代えて、残存保証期間の年金原資残高(年金現価相当額)が一時金として支払われます。
- お申出により1年単位で年金受給権の取得を最長10年間繰延べ、年金の支払開始を延期することができます。ただし、繰延べをしないと仮定した場合の基本年金月額が25,000円未満のときはお取扱いできません。
- 年金受給権取得時に、一時払により年金の買増をすることができます。(払込の限度は、年金選択時までの積立金の範囲内とします。)
- 年金受給権取得時に繰延べをする場合、繰延べ後一時払および減口のお取扱いはできません。また、お申出により年単位で繰延期間を短縮することができます。(注2)加入者が死亡の時の遺族とは、民法第5編第2章に定める相続人の規定を準用します。

制度の運営

この制度は引受保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。

税務上の取扱

保 険 料…加入者が負担した保険料(掛金一制度運営費)は、一般の生命保険料控除の対象となります。

(所得税法第76条、地方税法第34条第1項第5号・第314条の2第1項第5号)

脱退一時金…一時所得となります。

課税対象額 = (脱退一時金 - 払込保険料累計額 - 50万円) × 1/2 (所得税法第34条、同施行令第183条)

遺族一時金…相続税の対象となります。ただし、受取人が法定相続人の場合は「500万円×法定相続人数」までが非課税となります。

(相続税法第3条、第12条)

年 金…雑所得となります。

$$\text{課税対象額} = \frac{\text{基本年金}}{\text{年額}} + \frac{\text{増加年金}}{\text{年額}} - \left(\frac{\text{基本年金}}{\text{年額}} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金受取総額または見込額}} \right)$$

(所得税法第35条、同施行令第183条)

[2019年12月1日現在の税制]

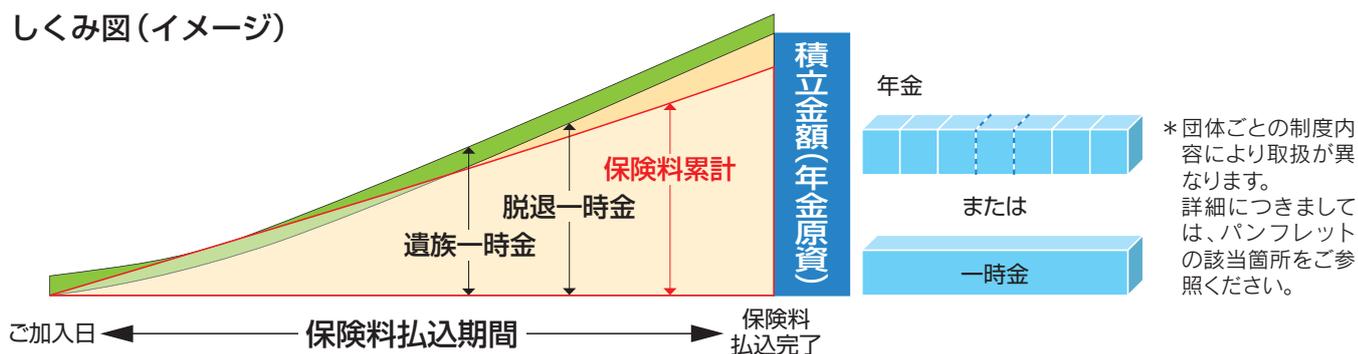
Ⅱ 型 年 金 (拠 出 型 企 業 年 金 保 険)

この「拠出型企業年金保険(契約概要)」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お申込みの際には、必ず具体的なご契約内容が表示されているこのパンフレットをご確認ください。

なお、保険契約の詳細な内容を示す「約款」はご契約者(団体)に配付されています。

1.商品名称	拠出型企業年金保険
2.商品の特徴	企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、団体を契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に保険料を払込み、保険料払込完了後は、保険料払込完了時点の積立金を原資とした年金を受け取ることができます。(年金に代えて一時金として受け取ることもできます。)また、拠出型企業年金保険遺族年金特約により、保険料払込期間中に死亡した場合には、死亡時の積立金に遺族年金特約保険金が加算され、遺族一時金が支払われます。

しくみ図(イメージ)



3.加入年齢、保険料、保険期間等	<ul style="list-style-type: none"> ●加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日、年金受取期間等につきましては、パンフレットにてご確認ください。 ●退職、退会等により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。
4.積立金について	<ul style="list-style-type: none"> ●お払いただいた保険料は、事務手数料や遺族年金特約保険料を差し引いて積み立てられ、所定の予定利率により運用されます。予定利率については将来変更される場合があります。 ●将来の受取予想額につきましては、パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。(将来の受取額をお約束するものではありませんのでご注意ください。) ●加入期間によっては積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額が払込保険料の合計額を下回ることがあります。
5.年金額について	年金額はご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は年金支払開始時点の予定利率等に基づいて計算され算出されるものです。
6.年金や一時金が支払われる場合	<p>年金や一時金が主に支払われる場合はつぎのとおりです。詳しくはパンフレットの該当箇所をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本年金、中途脱退年金 保険料払込完了期日を迎えたときに、積立金を原資として年金をお支払いいたします。保険料払込完了期日前に脱退される場合は、中途脱退年金をお支払いいたします。 ※一時金を希望される場合は、将来の年金のお支払に代えて一時金をお支払いいたします。また、積立金(年金原資)から計算した年金額が月額2.5万円未満となる場合にも一時金でお支払いいたします。 ●遺族一時金 加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約保険金を加算して、一時金にて遺族の方にお支払いいたします。
7.年金や一時金等のお支払制限について	<p>つぎのような場合、年金や一時金等のお支払に制限があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。
8.配当金について	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年の配当金はお支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。 ●保険料払込期間中の配当金は積立金の積増のために充当し、年金受給権取得後は年金の増額のために充当します。 ●年度途中で脱退された場合は、その年の配当金はありません。
9.引受保険会社	この保険契約は、太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険契約です。

Ⅱ 型 年 金 (拠 出 型 企 業 年 金 保 険)

この「拠出型企業年金保険(注意喚起情報)」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項、その他詳細につきましてはこのパンフレット等の該当箇所を必ずご確認ください。

【ご意向に沿ったお申込内容をご確認ください】

ご加入時に配付された「契約概要」「当注意喚起情報」「パンフレット」をご覧ください、つぎの①から④がご意向に沿った内容となっているかご確認のうえ、お申込みください。

①保険料 ②保険料払込方法 ③保険料払込期間 ④給付内容(元本を保証する商品でないこと、給付事由・給付金額など)

1.ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がございません。ご加入に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

2.ご加入の責任開始期

- ご提出された加入申込書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を開始します。
- 生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。
- 複数の払方(月払・一時払等)を併用される場合は、払方ごとに(追加)加入日が異なる場合がありますので、パンフレットの該当箇所をご参照ください。

3.年金や一時金等をお支払いできない場合

- つぎのような場合、年金・一時金等のお支払いに制限があります。
- 遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。
 - 保険契約者が保険契約締結の際または加入者がこの保険に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取消しとなることがあり、既に払い込まれた保険料は払い戻ししません。
 - 受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺をおこなったとき(未遂を含みます。)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
 - 保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなど重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
 - 保険契約者が保険契約締結の際または加入者がこの保険へ加入・増口(保険料の増額)の際に、故意または重大な過失により告知を求めた事項について、事実を告げなかったまたは事実でないことを告げた場合は、遺族年金特約保険金の加算がないことがあります。

4.ご契約の継続について

この保険においては、制度全体のご加入者数が10名未満となった場合、加入継続ができなくなる場合があります。

5.脱退・払い出し時の一時金額について

この保険の保険料は、お払い込みいただいた保険料をそのまま積み立てるのではなく、一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、加入期間によっては、積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額がお払い込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

6.予定利率等の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで予定利率等を変更することがあります。

7.信用リスクについて

引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金、年金等が削減されることがあります。

8.生命保険契約者保護機構について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金、年金等が削減されることがあります。

詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9.年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

- お客様からのご請求に応じて、年金・一時金のお支払いを行う必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレット等に記載しておりますので、併せてご確認ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

10.生命保険協会における「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

11.この保険に関するご照会先について

契約者連絡先：一般財団法人 熊本県教育会館 TEL 096-372-3800

団体保険『会館共済』（契約期間は1年間）をご利用される上での確認事項

重要

○『手続き』の流れ(予定)

○『中途変更』の流れ (加入、増額、減額、脱退)

共済(保険)期間・一年間(9月～翌8月末)の流れ							
5月 ～ 6月	6月 15日	7月 初旬	毎月給与支給日		9月 1日	10月 中旬	12月 中旬
			7月	8月			
キャンペーン(新規加入・加入内容の変更)	申込書の提出締切(契約に変更がない場合は提出不要)	新規加入者への契約内容の通知	前年度・最終掛金収納(前納)	新年度・初回掛金収納(前納)	効力発生日(保障開始)	余剰が発生した場合は、下旬ごろ、配当金送金予定 契約引受証・生命保険料控除証明書・前年度配当金通知等送付	定年退職予定者へのご案内送付



年度の途中での変更			
毎月 20日	翌月 21日	翌翌月 1日	
変更締切(必着)	会館より各関係先へ変更手続	給与控除・口座振替(掛金を前納) ※脱退の場合は 差引の停止	効力発生日(変更後の保障開始) ※脱退の場合は 保障の停止
(例) 11月20日までに変更の申込をされた場合、12月の差引が変更され、1月から新しい保障内容となります。			

○契約事項の変更は、加入者からのご連絡が必要です。

- 契約内容の変更「増額」「減額」「受取人の変更」などは「変更届(書類)」でのご提出が必要です。ご連絡いただきますと、教育会館から書類を郵送します。
- 「改姓」「住所変更」「勤務校の変更(転勤、退職)」などは、ご連絡が必要です。年度末の定期異動で新聞発表がある場合の「勤務校の変更」は、連絡は不要です。
- 掛金の納入は、給与控除・口座振替を原則としています。休職等で給与控除・口座振替が停止される場合は手続きが必要になります。停止になる前に必ずご連絡ください。
- 契約事項の変更がなされない場合、教育会館からの書類が届かなかつたり、給付が遅くなつたりすることがあります。その場合は、加入者の責任になります。ご注意ください。また、3ヵ月分の保険料が振替不能の場合、契約失効となります。
- 当会館は、「熊本県教職員厚生情報センター」で会員管理や市町村立学校の収納等を行っております。県立学校の収納等は、「熊本県高等学校生活協同組合」で行っておりますが、当会館が「契約引受証」や「配当金通知書」などの作成をしているため、「熊本県教職員厚生情報センター」にも情報登録しております。

収納に関するお問い合わせ先

市町村立学校の方 熊本県教職員厚生情報センター TEL (096) 364-5800
 県立学校の方 熊本県高等学校生活協同組合 TEL (096) 382-1155

《個人情報に関するお知らせ》

当保険の運営にあたっては、一般財団法人 熊本県教育会館(以下、教育会館)は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等){以下、個人情報}を取扱い、教育会館が保険契約を締結する生命保険会社へ提出いたします。教育会館は、当保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金・一時金・年金等のお支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、生命保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、教育会館に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも、引続き教育会館および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

—死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて—

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お問い合わせ

一般財団法人 熊本県教育会館

〒862-0976 熊本市中央区九品寺1丁目11番4号 TEL(096)372-3800 FAX(096)372-3815